

のなく、大概をいふのみにして定かならず、對馬は南北に長き島國にて、府中は北にあり、肥前より四十八里といふは、府中への事なるや、是とも定かならず、府中より朝鮮への渡海口、鰐の浦までは海上を廻りて三十餘里、鰐の浦より朝鮮の釜山浦の海上わづかにして、漁舟一汐に渡海すといふ也、かくのごとく朝鮮へは近き對馬なれども、いにしへより手指もせぬ事、日本の勇強なるを知らぬ人多し、己が眉毛己が目に見へぬといふたとへは是歟。

〔津島紀事統體〕本州は、本邦と朝鮮との間にありて、東西何れも大海を隔て固に遠き離島なるに、本邦の内なる證據には、朝鮮に産して本邦に産せざる物は、この島にも産せず、本邦に産して朝鮮に産せざるもの此國にも産せず、そのうへ國民の言語にも本邦と同うして朝鮮とは違へり、州中の人傳へいひけるは、州の南方豆敷崎の長瀬は、肥前の國の五島に連なり、州の北方鰐浦の舞髮瀨は、石見の國の高島に續きて日本の地を斷せず、是にても本州は本邦の内なりし事を知ぬべし。

〔日本實測錄八〕對馬國上之島○中略沿海周廻五十里一十四町二十一間半、對馬國下之島○中略沿海周廻一百三十五里三十一町一十九間半、

〔日本地誌提要七十四〕疆域 壹岐ノ西北ニアリ、二島ニ分ル、南ヲ上、島ト云、周回五拾里壹拾四町貳拾壹間、東西貳里貳拾八町、南北五里貳拾町、北ヲ下、島ト云、周回壹百三拾五里三拾壹町壹拾九間、東西四里六町、或貳里貳拾八町、南北九里貳拾六町、壹岐壹岐郡勝本ヨリ下縣郡嚴原ニ至ル、海上直徑壹拾貳里貳拾町、

島嶼

〔日本實測錄十一〕對馬國下縣郡 實測 島山島、周廻一十一里三十五間、島山村三十四度一十八

分半、相島從西岬至東岬一町一十八間、輪島、周廻四町三十九間、内院島ナ、周廻一十四町一十九間半、

馬肥島、周廻二町五十七間、志賀島、周廻一町三十九間、大島加志村、周廻一十二町二間、經島

疆域